

南シナ海における中国の「九段線」と国際法

——歴史的水域及び歴史的権利を中心に——

吉田 靖之

はじめに—問題の対象—

南シナ海においては、島嶼部に対する領有権及び海洋境界画定をめぐる紛争が存在しており、近い将来における平和的解決は困難であると認識されている。そして、かかる状況を生じせしめている原因の一端が、中国¹が南シナ海を「自国の『管轄権及び主権的権利』が及ぶ海域」として認識し、その旨を一方的に主張していることに帰せられるであろうことは完全には否定できない。そして、このような情勢を踏まえてか、2015年1月30日、海上自衛隊が南シナ海において監視に従事することを期待する米海軍第7艦隊司令官トーマス中将（Vice Admiral Robert L. Thomas, USN）の談話が発表された²。このような発言がいかなる文脈においてなされたものであるのかについては、かならずしも明確ではない。左は然りながら、本発言を米国の国家意思を反映するものとして捉えたとすれば、あくまで一般論としてではあるが、我が国周辺海空域における安全確保を目的とした常時継続的な情報収集及び警戒監視のため、南シナ海が海上自衛隊にとって新たな行動区域となる可能性が指摘される場所である³。このような情勢に鑑みると、今後、南シナ海の情勢についてなお一層の理解が必要となることは想像に難くない。

ところで、中国は、南シナ海において特殊な区画線を持ち出し、その現代海洋法上の根拠を示さないままに、これに囲まれた島嶼部の領有権、あ

¹ 以後、本論において「中国」という場合、特段の表記なき限りは中華人民共和国を指す文言として使用する。

² 「朝日新聞デジタル」(2015年1月31日)、<http://www.asahi.cpm/articles/ASH102R7ZH10UHB100C.html>, as of 4 February 2015.

³ なお、この点につき、2015年2月3日の記者会見において、中谷元防衛大臣は、「南シナ海の情勢が我が国の安全保障に与える影響が拡大するなか、どう対応すべきか今後の課題としたい」と述べ、自衛隊の警戒監視活動の範囲を現在の本邦周辺のみならず、南シナ海にまで拡大する可能性を示唆した。「朝日新聞デジタル」(2015年2月3日)、<http://www.asahi.cpm/articles/ASH23355BH23UTFK002.html>, as of 3 April, 2015.

るいは海底資源についての排他的権利を主張し、周辺沿岸国と対立している。この区画線が本論における検討の主題である所謂「九段線」(Nine-Dash Line)である。国内外の政策及び学術的な議論においては、九段線に関連する南シナ海における中国の主張は、国連海洋法条約(United Nations Conventions on the Law of the Sea: 以下「UNCLOS」)⁴を中心とする海洋法規則と抵触する部分を有すると認識されている。そして、国際法関連学界においては、九段線に関する議論がそれなりに蓄積されており、九段線に関連する先行研究もすでに一定数存在しているほか、最近では新進気鋭の海洋法研究者による優れた研究が公表されている⁵。これらについては適宜本論において引用してゆくこととするが⁶、このような学術的な先行研究に加え、昨年(2014年)年末には、米国国務省も九段線に関する報告書を発表した⁷。本報告書において米国は、九段線で囲まれる海域に対する中国の主張は、国際法(海洋法)に一致せず、また、当該海域内に所在する島嶼に対する中国の領有権の主張は国際法上の公開、周知及び実行支配の三原則に鑑み成立しない等の批判を行っている⁸。東アジア及び東南アジア地域においては、主として外交的な配慮から中国が半ば強引とも見てとれ

⁴ Signed at Montego Bay, Jamaica and open for signature on 10 December 1982, 1833 UNTS 397.

⁵ 西本健太郎「南シナ海における中国の主張と国際法上の評価」『法学』第78巻第3号、2014年8月、1-35頁。

⁶ なお、本論は国際法の論説ではあるが、掲載誌の編集方針により、本論が依拠する citation rules は通常の国際法の論説におけるものとは大きく異なっていることを敢えて付言しておく。

⁷ Office of Oceans and Public Affairs, Bureau of Oceans and International Environment and Scientific Affairs, United State Department of States, *China, Maritime Claims in the South China Sea, Limits in the Seas*, No. 143, 5 December, 2014 (*hereinafter* LIS No.143), 25pp.なお、従前においても米国は、沿岸国が行う直線基線の設定、国際海峡の通過通航の規制及び EEZ における他国による軍事活動の規制という活動について、UNCLOS を援用して過度な主張(excessive claims)であると批判してきた。Office of Oceans and Public Affairs, Bureau of Oceans and International Environment and Scientific Affairs, United State Department of States, *United States Responses to the Excessive National Maritime Claims*, Limits in the Seas, No.112, 9 March, 1992, 88pp; John Ashley Roach and Robert W. Smith, *Excessive Maritime Claims*, International Law Studies, Vol. 66, Naval War College, 1994, xiv+ 376pp. 加えて、米国が展開している Freedom of Navigation Programme についても、視点を変えれば、それは海軍力を背景とした国家意思の強要であるとの解釈が成立する余地がある。米国は、UNCLOS の締約国ではないにもかかわらず、UNCLOS を引用して、上述したような他国の海洋法政策を批判している。このような米国と UNCLOS との関係からは、条約の非締約国が条約解釈について締約国に主張することは条約法上可能であるのか、及びその際の慣習国際法との連関といった論点が想起されるところである。

⁸Ibid., pp.11-13.

る手法により展開している海洋法政策について率直に批評する国が決して多くはないという現状に鑑みると、この米国国務省による報告書は時宜を得たものであると評価される。

他方で、海上自衛隊においては、九段線を中心とする南シナ海における中国の主張についての理解は深いとはいえない。また、海上自衛隊の機関による公刊資料の中で、九段線について国際法の観点から分析したものは存在していない。したがって、九段線に関連する国家実行、学界等における議論の展開及び関連する論点を内包する国際判例といった国際法のマテリアルを横断的に活用し、九段線に関する論考を部内外に向けて発信することには一定の意義が認められるものと史料される。

第 I 章 九段線をめぐる論争

1 九段線の起源

1930年6月7日に、中国(中華民国)政府は、従前使用されていた不正確な伝統的地図に代えて、近代的な手法により領域に関する地図を新たに作成し発表した。それらの地図においては、南シナ海の島嶼が中国の領域であると記されていた⁹。その後、第二次世界大戦後の1947年に、中国(中華民国)が新たな地図を発行した。本地図においては、中国の権威が及びぶ範囲の限界として、南シナ海に11のセグメントから構成される段線が記載された¹⁰。この「11段線」の意義及び法的性格に関する正式な説明は、中華民国及び中華人民共和国のいずれの政府によっても実施されていないが¹¹、一部の中国人研究者によると、11段線が設定された目的は、南シナ海の島嶼に対する中国の主権が及び限界を示すためと、推認されている¹²。その後、1953年に、11段線からトンキン湾内及び南シナ海の北方の台湾南方海域に引かれていた二つのセグメントが削除され、新たに9のセグメントから形成された区画線となったものが中国で発行された地図に記

⁹ Li Jinming and Li Dexia, "The Dotted Line on the Chinese Map: A Note," *Ocean Development and International Law*, Vol. 34, No. 3-4, 2003, p. 289.

¹⁰ Zhiguo Gao and Bing Bing Jia, "The Nine-Dash Line in the South China Sea: History, Status and Implications," *American Journal of International Law*, Vol. 107, No. 1, 2013, p. 102; Kuan-Hsiung Wang, "The ROC's Maritime Claims and Practice with Special Reference to the South China Sea," *Ocean Development and International Law*, Vol. 41, No. 3, 2010, p. 243.

¹¹ Erik Franckx, "American and Chinese Views on Navigational Rights of Warships," *Chinese Journal of International Law*, Vol. 10, 2010, p. 195.

¹² Gao and Jia, "The Nine-Dash Line in the South China Sea: History, Status and Implications," p. 103.

載され、これが現在において認識されている「九段線」である¹³。その後中国で発行された様々な地図に九段線は記載されているが、それらの地図においては九段線を構成する個々のセグメントの位置及び長さ等は均一ではない¹⁴。

上述したような地図の発表を除き、その後、南シナ海における中国の顕著な行動は見られていなかったが、冷戦末期の1988年に事態が大きく動いた。同年初め、中国はスプラトリー（南沙）諸島を占領した。同諸島にはベトナムも進出していたことから、同年3月14日に中越両海軍がジョンソン礁周辺海域で激突し、中国海軍艦艇の砲撃によりベトナム海軍艦艇2隻が撃沈及び1隻が大破し、ベトナム軍人約80人が死傷する事態が生じた¹⁵。この事件以降、中国は南シナ海の島嶼に対する進出をより積極的かつ強引に進めてゆくこととなる。

他方で、東南アジア諸国連合（Association of South-East Asian Nations: 以下「ASEAN」）加盟諸国は、当時において既に域内における中国の存在及び影響力が今後拡大することを十分に認識しており、それ故に、上述したような中国の南シナ海への進出に大いなる危惧の念を抱いていた。その結果、1991年のASEAN外相会議の開催式に中国を招待して、同年からASEAN各国と中国の外相によるASEAN+1外相会議を開始した。このように、ASEANは、外交の場に中国を関与させて、南シナ海問題を含む各種の懸念事項を平和的な外交交渉によって解決する努力を開始したのである¹⁶。そして、かかる努力の一環として、2002年11月2日に中国とASEANにより開催された第8回ASEANサミット（ブノンペン）において、南シナ海行動宣言（Declaration on the Conduct of Parties in the South China Sea: 以下「DOC」）¹⁷が採択された。DOCは、約10年以上の長きに亘り議論されてきた、南シナ海における行動の基準を策定するための努力における最初の具体的な成果物として位置付けられている¹⁸。

¹³ Jinming and Dexia, “The Dotted Line on the Chinese Map: A Note,” p. 290; Gao and Jia, “The Nine-Dash Line in the South China Sea: History, Status and Implications,” p. 103.

¹⁴ LIS No.143, p.5. なお、中国以外の国（台湾を除く）で発行された地図においては、そもそも九段線の記載がない。

¹⁵ 佐藤考一「中国と『辺疆』: 海洋国境—南シナ海の地図上のU字線をめぐら問題—」『境界研究』No.1, 2010年、20頁。

¹⁶ 同上、25頁。

¹⁷ <http://www.asean.org/asean/external-relations/china/item/declaration-on-the-conduct-of-parties-in-the-south-china-sea>, as of 5 March 2015.

¹⁸ Nguyen Hong Thao, “Vietnam and the Code of Conduct for the South China Sea,” *Ocean Development and International Law*, Vol. 32, No. 2, 2001, pp.

DOC は、南シナ海における軍事的衝突の回避を主旨として策定された¹⁹。DOC は、国連憲章、UNCLOS 及び東南アジア友好協力条約 (Treaty of Amity and Cooperation in Southeast Asia: TAC) を再確認し (パラグラフ 1)、UNCLOS で確認されている公海航行及びその上空飛行の自由は南シナ海においても適用されることを再確認し (パラグラフ 2)、そのうえで、関係諸国が南シナ海における領有権を巡る紛争を武力による威嚇や武力の行使に訴えることなく平和的手段により解決し (パラグラフ 4)、さらに、無人の島嶼に新たに人員を常駐させないこと (パラグラフ 5) 及び軍事演習の実施を自発的に告知すること (パラグラフ 6-c) 等を主要な内容としている。

DOC は文字どおり宣言であり、政策文書にとどまることから、中国及び ASEAN 諸国を法的に拘束するものではない²⁰。しかしながら、DOC には 1999 年に策定された ASEAN 行動規範 (Code of Conduct) に盛り込まれていた事項が網羅的に含まれていることから、それは南シナ海問題に関する行動規範の最終的な採択に向けたものとして、一定の評価がなされている²¹。

2 馬越の大陸棚限界延長申請をめぐる応酬

中国と南シナ海の沿岸国との間で九段線をめぐる具体的な論争が生じたのは、2009 年以降である²²。2009 年 5 月、マレーシア及びベトナムは、UNCLOS 第 76 条第 4 項、第 5 項及び第 8 項に依拠し、国連大陸棚限界委員会 (Commission on the Limits of the Continental Shelf: 以下「CLCS」) に対して、南シナ海における両国の 200 海里以遠の大陸棚限界延長にかかわる共同申請を実施した²³。本共同申請に対し、中国は 2009

105-130.

¹⁹ Nguyen Hong Thao, “The 2002 Declaration on the Conduct of Parties in the South China Sea,” *Ocean Development and International Law*, Vol. 34, No. 3-4, 2003, p. 281.

²⁰ 飯田将史「南シナ海問題における中国の新動向」『防衛研究所紀要』第 10 巻第 1, 2007 年、155 頁。

²¹ Thao, “The 2002 Declaration on the Conduct of Parties in the South China Sea,” p. 282.

²² Cf., Nguyen Hong Thao and Ramases Amer, “Coastal States in the South China Sea and Submissions on the Outer Limits of the Continental Shelf,” *Ocean Development and International Law*, Vol. 42, No. 3, 2011, pp. 254-258.

²³ Joint Submission to the Commission on the Limits of the Continental Shelf pursuant to Article 76, paragraph 8 of the United Nations Convention on the Law of the Sea 1982 in respect of the southern part of the south China Sea, Part I: Executive Summary, MYS_VNM_ES_DOC-01_240409, 6 May 2009; See also

年5月7日に国連事務総長に宛てた口上書を提出した。本口上書において中国は、「南シナ海の島嶼及び近隣する海域並びに海底部分に対して争いのない主権を有しており、また、このことは中国政府の一貫した態度であり、国際社会にも広く周知せしめられている」と主張した²⁴。そのうえで中国は、マレーシアとヴェトナムによる南シナ海における大陸棚限界延長申請は、同国が南シナ海において主張する主権、主権の権利及び管轄権を深刻に侵害するものであるとし、CLCS 手続規則附属書 I 第 5 条 (a) 項²⁵に基づき、当該共同申請を評価検討しないよう嚴重に要求した²⁶。なお、本口上書には九段線が描かれた地図が添付されていた²⁷。

この中国の反論に対し、インドネシア、フィリピン及びヴェトナムがそれぞれの立場から異議を申し立てている。まず、インドネシアは、中国の「南シナ海の島嶼及び近隣する海域並びに海底部分に対して争いのない主権を有している」との主張について、インドネシアは、自身は南シナ海における中国との海洋をめぐる紛争の当事国ではないと断りながらも、中国が添付した地図に描かれている九段線について、設定のための地理的根拠及び法的地位について何らの説明もなされていないことを指摘し、九段線内側の海域に対する中国の主権の権利の主張は、かかる主権の権利及び管轄権が島から生じている海域にのみ限定されない限り、UNCLOS とは整合しないとの見解を示した²⁸。そのうえで、インドネシアは、九段線には国際法上の根拠が明らかに欠如していると宣言した²⁹。また、フィリピンも、国連事務総長に宛てた口上書において、カラヤン群島はフィリピンの領域であること、同群島の周辺海域は UNCLOS 第 121 条により決定されること、並びに九段線により囲まれる海域、海底及びその下部は、九段線によって何らの法的地位を担保されるものではなく、そもそも九段線それ自体が UNCLOS を中心とした海洋法上の根拠を有するものではないとし

UN DOC CLCS/64 (1 October 2009), Statement by the Chairman of the Commission on the Limits of the Continental Shelf on the progress of work in the Commission, item 21.

²⁴ Note Verbale CML/17/2009, dated 7 May 2009 from the Permanent Mission of the People's Republic of China.

²⁵ 「領土または海洋の紛争が存在する場合、委員会は、当該紛争に関係するいかなる国が提出した場合には、検討し、または評価してはならない。」

²⁶ Note Verbale CML/17/2009.

²⁷ 本地図については、本論末の添付資料を参照。

²⁸ No.480/POL-703_VII/10 (8 July 2010), Note Verbale from the Permanent Mission of the Republic of Indonesia dated 8 July 2010, para. 2.

²⁹ Ibid., para. 4.

ている³⁰。さらに、九段線の内側の島嶼に対する中国の主権及び管轄権にかかわる主張は国際法の根拠を欠いている旨の指摘は、ヴェトナムによっても同様になされている³¹。

このような南シナ海の沿岸諸国からの反論に対して、中国は、2011年4月に再び国連事務総長宛てに口上書を提出して再反論を行った。本口上書において中国は、インドネシアから国際法上の根拠が欠落していると指摘された九段線への言及を慎重にも回避している。それにかわり、中国は、「1930年代以降、中国政府はスプラトリー（南沙）諸島の地理的範囲及びそれを構成する島嶼の名称を数回に亘り公表していると主張している³²。さらに、中国は、「UNCLOSの関連規定並びに（中国の）領海及び接続水域に関する法律（1992年）及び排他的経済水域（以下「EEZ」）及び大陸棚に関する法律（1998年）においてスプラトリー（南沙）諸島は領海、EEZ及び大陸棚を有するとされている」と併せて主張している³³。中国が本口上書において九段線への言及を回避した理由はなお不明であるが、他方で、スプラトリー（南沙）諸島がUNCLOS第121条の要件を充足する島である旨を明示的にしたのは本口上書が最初であり、注目に値する³⁴。

3 九段線の法的性格を巡る議論

それでは、上述したような九段線をめぐる中国の主張は、UNCLOSを中心とする海洋法体制の下ではどのように評価されるのか。中国政府は、九段線の根拠並びにその国際法上の位置付け及び法的意義等について、国際社会に対して何ら具体的な説明を行っていない。このような中国の態度を、外交に戦略的曖昧性 (strategic ambiguity)³⁵ 又は政策的曖昧性 (policy

³⁰ Note Verbale No.000228 from the Permanent Mission of the Republic of Philippines dated 5 April 2011.

³¹ No.86/HC-2009 (17 May 2009), Note Verbale from the Permanent Mission of the Socialist Republic of Viet Nam to the UN Secretary-General, dated 17 May 2009.

³² Note Verbale CML/8/2011 dated 14 April 2011 from the Permanent Mission of People's Republic of China.

³³ Ibid. Cf., Michael Sheng-Yi Gau, "The U-Shaped Line and a Categorization of the Ocean Disputes," *Ocean Development and International Law*, Vol. 43, No. 1, 2012, p. 63.

³⁴ Nguyen-Dang Thang and Ngyen Hong Thao, "China's Nine Dotted Line in the South China Sea: The 2011 Exchange of Diplomatic Notes Between the Philippine and China," *Ocean Development and International Law*, Vol. 43, No. 1, 2012, p. 46.

³⁵ Robert Beckman, "The UN Convention on the Law of the Sea and the Maritime Disputes in the South China Sea," *American Journal of International Law*, Vol. 107, No. 1, 2013, p. 156.

of ambiguity)³⁶を帯びさせることにより、行動の幅を持たせるような方針として肯定的に捉えようとする議論も存在する。また、中国は、一方では沿岸国を中心として九段線に対する国際社会からの疑問及び懸念対して敢えて曖昧な態度を維持し、他方で、自らの意を体する中国人研究者に九段線の国際法上の位置付けについて様々な主張を行わせているようにも見受けられる³⁷。ちなみに、九段線の法的性格を巡る議論は中国及び台湾双方の研究者により活発になされているが、元来、九段線を設定したのは中華民国であったという経緯に鑑みると、九段線を巡る法的な議論に関する限りは、国籍により両者を峻別する意義は積極的には認められない。

九段線の法的性格に関する議論は、島嶼に関するものと海域に関するものに大別される。まず、島嶼に関する議論は、九段線の内側海域に所在する島嶼は中国に帰属すると主張するものであり、これは第II章において取り扱う。次に、海域に関する議論については、さらに二とおりに区分される。それらは、島嶼に関する議論と同様、九段線の内側海域は中国に帰属するという主張と、九段線の内側海域においては、「海洋法条約以外の根拠により『中国が主権には至らない優先的な権利を行使できる海域』の限界を示す線」であるという、海域の使用に関する主張である。これらの海域に関する主張は、第III章及び第IV章においてそれぞれ取り扱うこととする。

第II章 島嶼の帰属にかかわる主張—「伝統疆界線」—

1 「歴史的権原による凝固」の概念と「伝統疆界線」の妥当性

まず、九段線内側の海域内のすべての島嶼（陸地）及びその周辺海域は中国（中華人民共和国／中華民国）に帰属しており、中国（中華人民共和国／中華民国）がこれらを管轄するという、「九段線は島嶼及び海域の中国（中華人民共和国／中華民国）への帰属を示す境界線である」とする立場が存在する³⁸。この立場は、中国（中華民国／中華人民共和国）は1947年以降継続して九段線の内側海域に所在する島嶼に対する領域権原（*titre de souverain*）を主張しており、南シナ海のその他の沿岸国は中国の主張を黙認、あるいは、少なくとも明示的に反対しなかったことから、エ

³⁶ Peter Dutton, "Three Disputes and Three Objectives," *Naval War College Review*, Autumn, Vol. 64, No. 4, 2011, p. 45.

³⁷ Taisaku Ikeshima, "China's Dashed Line in the South China Sea: Legal Limits and Future Prospects," *Waseda Global Forum*, No. 10, 2013, p. 32.

³⁸ E.g., Zhiguo Gao, "The South China Sea: From Conflict to Cooperation?," *Ocean Development and International Law*, Vol. 25, No. 3, 1994, p. 346.

リトリア／イエメン仲裁裁定(1st Stage)(2001年)を引用し³⁹、島嶼に対する歴史的権原が凝固した(*la consolidation par titre historiques*)と主張する⁴⁰。なお、「歴史的権原による凝固」という概念は、先占(occupation: 海洋を対象とはせず)や時効(prescription: 無主地(*terra nullius*)を対象とはせず)とは異なる概念であり、それは領域状態の安定性の確保を主たる目的として、時効や黙認あるいは長期の所有などで創設されて凝固された歴史的権限の存在及び不存在を第三者の評価に委ねて、その柔軟な適用により個別的に紛争を解決しようとするものである⁴¹。この立場に立つと、九段線はデモケーション・ライン(*demarcation line*)に該当することとなる。

この点に関連し、例えば中国社会科学院中国边疆史地研究センターの李国強によると、中国国内においては、九段線は近代海洋法規則の形成以前から存在しており、それは断続国境線として長期間にわたり歴史的に発展してきたと認識されているようである⁴²。李国強は、九段線の線内は中国領及び線外は隣国領域または公海に該当することから、九段線は外部との境界を示す「伝統疆界線」であるとの理解を紹介している⁴³。その上で、李国強は、九段線は、中国の歴史的な発展のもとで形成され、それは近代以来の中国人民の南シナ海での活動範囲に対する認識を反映しているとする。また、李国強は、「九段線は中国人民の頭に染み込んでいるので、これに適切な法的な地位を与えることが必要である」と、併せて主張している⁴⁴。さらに、九段線の内側海域を群島水域のアナロジーとして捉え、九段線の内側の島嶼は中国(中華人民共和国／中華民国)の主権下にあり、さらに、海域についても中国(中華人民共和国／中華民国)の優先的権利が及ぶと主張する論調も存在している⁴⁵。

中国は、南シナ海の島嶼とその周辺海域について議論の余地のない主権

³⁹ *Eritrea/Yemen Award of the Arbitral Tribunal in the First Stage of the Proceedings (Territorial Sovereignty and Scope of the Dispute)* (9 October 1998), para. 91. Cf., 桜井利江「エリトリア／イエメン仲裁裁定」松井芳郎編集代表『判例国際法第2版』、東信堂、2006年、518-522頁。

⁴⁰ Gao and Jia, “The Nine-Dash Line in the South China Sea: History, Status and Implications,” p. 116.

⁴¹ 酒井啓宣、寺谷広司、西村弓、濱本正太郎、『国際法』、有斐閣、2011年、195頁。

⁴² 李国強「中国と周辺国家の海上国境問題」『境界研究』No.1(2010年)、52頁。

⁴³ 同上。

⁴⁴ 同上、53頁。

⁴⁵ Kuan-Ming Sun, “Policy of the Republic of China towards the South China Sea: Recent Development,” *Marine Policy*, Vol. 19, No. 5, 1995, p. 403.

を有していると主張しており、この方針は1951年の外交声明において既に明らかにされている⁴⁶。したがって、先の「伝統疆界線」なる理屈には、その適否はともかくとして、上述したような中国の方針との適合性は確認される。

このような「伝統疆界線」なる概念が近代国際法、特に海洋法に照らし合わせどの程度の妥当性を有するののかという疑問が指摘されるが、それについてはひとまずは措く。他方で、九段線の内側に所在する海域には、スプラトリー（南沙）諸島、パラセル（西沙）諸島及びスカボロー礁等という、領有権を巡り沿岸国との紛争の対象となっている島嶼が存在している。これらの九段線の内側海域に所在する島嶼の帰属については個別の検討が必要となることから、本論においては行わない。然るに、中国が主張する島嶼に対する領有権の確立のために、先に引用した歴史的権原による凝固というものが、関連する判例で示されたように形成されていることについて第三者による客観的な評価が存在しているというわけではない。また、UNCLOS においては、紛争の解決は当事国間の協議によるか、それが不可能な場合には、条約第15部の紛争処理手続きによるものとされている。さらに、慣習法を含めた現在の海洋法体制の下では、ある特定の国家が一方的にデモケーション・ラインを設定して、その内側のすべての島嶼に対する領有権を主張することは許容されるものではない⁴⁷。

2 低潮高地の領有にかかわる主張

島嶼に対する領有権の主張との連関において、中国によるスプラトリー（南沙）諸島の低潮高地の領有についての主張並びに埋め立て及び建築物の構築が目される。海洋法上、低潮高地とは、自然に形成された陸地であって、低潮時には水に囲まれて水面上にあるが高潮時には水中に没するものをいう（UNCLOS 第13条）。また、低潮高地は沿岸を構成しない。さらに、UNCLOS 第6条では礁に関する独立した規定が設けられていることから、両者は明確に区別されている。

UNCLOS には低潮高地の領有または帰属に関する規定は存在しないが、国際判例においては、以下に引用するような判断が国際司法裁判所（International Court of Justice: 以下「ICJ」）により示されている。まず、カタールとバーレーンとの間で領海の画定に関連して、両国が主張す

⁴⁶ 小谷俊介「南シナ海における中国の海洋進出および『海洋権益』維持活動について」『レファレンス』平成25年11月号、2013年11月、28頁。

⁴⁷ LIS No.143, pp. 13-14.

る領海が重複している海域に所在する低潮高地の帰属が問題となったカタルールとバーレーン間での海洋境界確定及び領土問題事件判決(2001年)においては、ICJは低潮高地に関する領域主権の取得について海洋法条約規則は沈黙していることを認めつつも⁴⁸、この問題は島及びその他の陸地と同様の感覚(sense)で考えることはできないとしている⁴⁹。また、同じく低潮高地に対する主権の帰属が争われたペドラブランカ/ブラウバトゥプテ、ミドル・ロックス及びサウス・レッジに対する主権事件判決(2008年)においては、ICJは低潮高地の帰属を問題とすることなく領海の境界画定を行い、その後、それぞれの領海内に所在する低潮高地は沿岸国に帰属するとの判断を行った⁵⁰。

UNCLOSにおいては、三角州その他の自然条件が存在するために海岸線が非常に不安定な場所においては、直線基線を引くために低潮線上の海へ向かって最も外側に適当な諸点を選ぶことができるとされる(第7条2項)。他方で、低潮高地との間に直線基線を引くことはできないものの(第7条第4項第1文)、恒久的に海面状にある灯台その他これに類する施設が低潮高地の上に建設されている場合、及び低潮高地との間に基線を引くことが一般的な国際的承認を受けている場合はこの限りではないとされている(第7条第4項但書)。本規定は、低潮高地の上に航海を補助するため不可欠な施設である灯台等の人工構造物を建築することが必要であるという事実を勘案したものであるが、他方で、灯台等が「適切に(in situ)」構築されてからの経過時間については、海洋法条約規則⁵¹は沈黙している⁵²。したがって、このような事由を恣意的に解釈する沿岸国が、元来直線基線を引くための諸点には該当しない低潮高地をそのようなことが可能なもの

⁴⁸ *Case Concerning Maritime Delimitation and Territorial Questions between Qatar and Bahrain (Qatar v. Bahrain)*, Judgment of 16 March 2001, ICJ Reports 2001, para. 205.

⁴⁹ *Ibid.*, para. 206.

⁵⁰ *Case Concerning Sovereignty over Pedra Branca/Pulau Batu Puteh, Middle Rocks and South Ledge (Malaysia v. Singapore)*, Judgment of 23 May 2008, ICJ Reports 2008, paras. 297-299. Cf., *Territorial and Maritime Dispute (Nicaragua v. Colombia)*, Judgment of 19 November 2012, ICJ Reports 2012, paras. 182-183; Ninke Grossman, "Territorial and Maritime Dispute (Nicaragua v. Colombia), International Court of Justice Judgment on disputed islands and maritime boundaries," *American Journal of International Law*, Vol. 107, No. 2, 2013, p. 399.

⁵¹ UNCLOS 第7条は、公海条約(1958年)第4条を引き継いだ規定である。

⁵² Geoffrey Marston, "Low-Tide Elevations and Straight Baselines," *British Year Book of International Law 1972-1973*, Oxford University Press, 1975, p. 423.

へと都合よく転換 (convert) させる可能性が一部において指摘されている⁵³。そして、上述したような事態は、状況によっては「蛙飛び (leap-frogging) による領海の拡大」につながるとの懸念が指摘されているところである⁵⁴。

上記の懸念は、スプラトリー (南沙) 諸島に対する中国の領有権主張との連関において一層重要である。スプラトリー (南沙) 諸島は、島のほかに多数の岩、礁及び低潮高地から構成されるが、中国は、スプラトリー (南沙) 諸島において低潮高地を占拠しそこに建築物を構築して、それがあたかも島と同様であるかの如き領有権の主張を行っている⁵⁵。ちなみに、沿岸国は EEZ における人工島等について領海を主張することはできず、単に 500 メートル以内の安全水域 (safety zones) を設定できるとどまる (UNCLOS 第 60 条第 5 項)。なお、本水域設定の趣旨は、人工島近傍における航行安全 (safety of navigation) を確保することであり、かかる目的を達成するために沿岸国が関連する立法を行うことが許容されている⁵⁶。

3 島嶼を巡る最近の動向

近年、南シナ海の沿岸国たる ASEAN 諸国と中国との間で、南シナ海をめぐる関係は緊張の度合いを増しており⁵⁷、なかでも、中国とフィリピンとの対立が特に先鋭化している。より具体的には、2012 年 4 月に、中比両国が領有権を主張するスカボロー礁において、フィリピン海軍艦艇が中国漁船に立ち入り検査を行ったことに端を発し、フィリピン沿岸警備隊と中国海監総隊及び漁政等のそれぞれの公船が対峙し、その後、中国が同礁を事実上支配するという事態が生起している⁵⁸。本事態を受けてフィリピンは、ASEAN の枠組みにおいて問題の鎮静化と解決を試みたが、同年 7 月の ASEAN 外相会議においては、中国寄りのスタンスをとる議長国カン

⁵³ Donald Rothwell and Tim Stephens, *The International Law of the Sea*, Hart Publishing, 2010, pp. 45-46.

⁵⁴ *ICJ Report 2001*, para. 207.

⁵⁵ LIS No. 143, p. 13. Cf., 佐藤「中国と『辺疆』: 海洋国境—南シナ海の地図上の U 字線をめぐる問題—」、20 頁。

⁵⁶ Staya N. Nadan Shabtai Rosenne and Neal R. Grandy eds., *United Nations Conventions on the Law of the Sea 1982 A Commentary*, Vol. II, Martinus Nijhoff Publishers, 1993, p. 586.

⁵⁷ Leszek Buszynski, “Rising Tensions in the South China Sea: Prospects for a Resolution of the Issue,” *Security Challenges*, Vol. 6, No. 2, 2010, pp. 88-94; Guifang (Julia) Xue, “Deep Danger: Intensified Competition in the South China Sea and Implications for China,” *Ocean and Coastal Law Journal*, Vol. 17, No. 2, 2012, pp. 308-312.

⁵⁸ 鶴田順「東アジアの海洋権益をめぐる紛争・対立と海上法執行機関」、<http://www.nippon.com/ja/iin-depth/a0150/>, as of 9 March 2015.

ボジアとフィリピン及びヴェトナムが共同声明における南シナ海への言及をめぐり対立したことから、ASEAN 史上はじめて共同声明が採択されず、結果として、ASEAN の能力の限界を囿らずとも露呈せしめることとなった⁵⁹。

2013年1月22日、フィリピンは、中国への対抗として UNCLOS 第 287 条及び同附属書VIIに基づき、中国に対する仲裁手続きを開始した⁶⁰。フィリピンが「西フィリピン海におけるフィリピンの海洋管轄権に関する中国との紛争」という件名で常設仲裁裁判所 (Permanent Court of Arbitration: 以下「PCA」) に対して行った請求の通告と内容の要旨は、「南シナ海の水域及び海底にかかわる両当時国の特権及び義務は、UNCLOS によって規律されるのか、中国による九段線に基づく主張は UNCLOS と合致せず無効であるのか、フィリピンと中国が領有権を主張しているスプラトリー(南沙) 諸島の地形は、UNCLOS 第 121 条に鑑みた場合に島、低潮高地、水中海嶺のいずれであり、また、それは 12 海里を超える海洋区分を生じせしめるものであるのか、及び中国は南シナ海において UNCLOS の下でフィリピンが享受する航行にかかわる権利及びフィリピンが設定する EEZ 及び大陸棚における権利を侵害しているのか」につき判断することである⁶¹。これに対して、中国は、同年2月1日、フィリピン宛ての口上書で南シナ海問題における自国の立場を説明するとともに、送付されたフィリピンの請求の通告と内容を送り返すという措置を講じた⁶²。さらに、中国政府は、本件に関する *Position Paper* を発表し、フィリピンの請求内容が UNCLOS 第 288 条第 1 項に規定されている「同条約の解釈または適用に関する紛争」には該当しないことからそもそも無効であること、及び本仲裁は海洋境界面定に関する判断が含まれ、中国は UNCLOS 批准時において同 298 条第 1 項柱書及び同条第 1 項 (a) (i) に記される「大陸又は島の領土に対する主権その他の権利に関する未解決の紛争についての検討が必要となる紛争については調停に付さない」旨の選択的適用除外宣言を

⁵⁹ 防衛省防衛研究所編『東アジア戦略概観 2014 年』、防衛省防衛研究所、2014 年、137-138 頁。

⁶⁰ Republic of the Philippines, Department of Foreign Affairs, Statement by Secretary of Foreign Affairs Albert del Rosario on the Submission of the Philippines' Memorial to the Arbitral Tribunal, 30 March 2014.

⁶¹ The Philippines, Notification and Statement of Claim, 22 January 2013, attached to the Statement by Secretary of Foreign Affairs Albert del Rosario on UNCLOS Arbitral Proceedings against China to Achieve a Peaceful and Durable Solution to the Dispute in the WPS.

⁶² PCA Press Release of 27 August 2013.

行っていることから⁶³、PCAは本件に関する管轄権を有しないと主張している⁶⁴。

このように、中国は仲裁手続への欠席を決定したが、仲裁手続そのものは、UNCLOS 附属書VII第9条の「いずれの紛争当事者が欠席または弁護を行わないことは手続きの進行を妨げるものではない」という規定にしたがい、整斉と進行しているようである⁶⁵。フィリピンは、PCAへの請求内容に海洋境界画定及び島嶼の帰属についての事項を慎重にも含ませていないが⁶⁶、九段線に関する検討においては海洋境界画定に関する事項がおそらくは含まれるであろうことから、本件は中国の選択的適用除外宣言の対象とされ、PCAは管轄権を有しないとの判断が下される可能性が指摘されている⁶⁷。いずれにしても、本件は九段線との連関を有する UNCLOS 附属書VIIに基づく仲裁手続として注目を集めている⁶⁸。

第三章 海域の帰属—歴史的水域—

1 歴史的水域の概要

次に、九段線の内側は、歴史的水域 (historic waters) の法理により中国の内水であり、全面的な主権の行使が可能であるとする立場が存在する⁶⁹。歴史的水域とは、沿岸国が長年にわたり継続した史的慣習により領域として扱い、かつ有効に管轄権を行使している海域であり、また、このような実行に対して諸外国も一般的に異議を唱えていないという事由により

⁶³ United Nations Division for Ocean Affairs and Law of the Sea Declaration and Statements, http://www.un.org/Depts/los/convention_agreements/convention_declarations.html, visited 27 February 2014.

⁶⁴ Ministry of Foreign Affairs of the People's Republic of China, Position Paper of the Government of the Republic of China on the Matter of Jurisdiction in the South China Sea Arbitration Initiated by the Republic of the Philippines (7 December 2014).

⁶⁵ PCA Press Release of 17 December 2014.

⁶⁶ Mark E. Rosen, *Philippine Claims in the South China Sea: A Legal Analysis*, CAN Occasional Paper, Centre for Strategic Studies, 2014, p. 39.

⁶⁷ 田中則夫「国連海洋法条約付属書VIIに基づく仲裁裁判」浅田正彦、加藤信行、酒井啓宣編『国際裁判と現代国際法の展開』、有斐閣、2014年、211頁。

⁶⁸ Cf., Stefan Talmon and Bong Bong Jia, *The South China Sea Arbitration: A Chinese Perspective*, Hart Publishing, 2014, pp.v-vi. なお、近年におけるPCAの活動状況については、石塚智佐「近年における常設仲裁裁判所 (PCA) の展開 (1) (2・完)」『一橋法学』第6巻第2号、2007年、1055-1079頁 (1) : 同第6巻第3号、2007年、1479-1496頁 (2・完) を参照。

⁶⁹ E.g., Gau, "The U-Shaped Line and a Categorization of the Ocean Disputes," p. 62.

形成される歴史的権原 (historic title) の存在なしには内水と取り扱われなかった海域を意味する⁷⁰。歴史的な水域について定める単一の制度は存在せず、チュニジア・リビア大陸棚事件本案判決 (1982年) においても示されているように、それらは、慣習国際法が支配するところである⁷¹。また、歴史的な水域は慣習国際法においても特異かつ例外的な存在であり、関連するICJの判例においても、事例毎に個別の判断がなされてきた⁷²。

歴史的な水域が成立するためには、以下に記す要件が必要であるとされる。まず、沿岸国の海域に対する実効性 (effectiveness) ある管轄権の行使である⁷³。次に、例えば北海大陸棚事件判決 (1969年) において示されているように、事実関係における国家実行が広範囲かつ同一に継続していることである⁷⁴。さらに、沿岸国の国内立法等の一方的行為のみに依らず、諸外国の一般的容認に裏付けられた非抗争性が存在することも必要とされている⁷⁵。本要件は、諸外国による異議のない事実としての一般的な容認 (the absence of convincing evidence to the contrary) であると解されており⁷⁶、より具体的には、当該海域の特殊な地位について争われていないということの意味する⁷⁷。また、上述の容認には、自国の利益が特に影響を受ける国家 (states whose interest are specially affected) の実行が含まれる⁷⁸。ちなみに、日本においては、瀬戸内海が歴史的な水域であるとされる⁷⁹。

⁷⁰ *Fisheries Case (United Kingdom v. Norway), Judgment of 18 December 1951*, ICJ Reports 1951, p. 131.

⁷¹ *Case Concerning the Continental Shelf (Tunisia v. Libyan Arab Jamahiriya), Judgment of 24 February 1982*, ICJ Reports 1982, para. 100.

⁷² *Ibid.*, Ref., ICJ Reports 1951, p. 138; *Land, Island and Maritime Frontier Dispute (El Salvador v. Honduras; Nicaragua intervening), Judgment of 11 September 1992*, ICJ Reports 1992, para. 420.

⁷³ ICJ Reports 1951, pp. 132-133.

⁷⁴ *North Sea Continental Shelf Case (Federal Republic of Germany v. Denmark; Federal Republic of Germany v. Netherlands), Judgment of 20 February 1969*, ICJ Reports 1969, para. 74.

⁷⁵ Constantine John Colombos, *The International Law of the Sea*, 5th Revised ed., David McKay Company Inc., 1962, p. 108.

⁷⁶ ICJ Reports 1951, p. 138.

⁷⁷ 林久茂「テキサダ号事件」松井編集代表『判例国際法第2版』、163頁。

⁷⁸ ICJ Reports 1969, para. 74.

⁷⁹ テキサダ号事件控訴審判決 (大阪高裁 (1981年11月19日)) では、「水域全体の沿岸は終始我が国 (日本) が領有し、それに囲まれた水域には、我が国の海運、漁業その他の産業が進出し、政治的統制、防衛及び軍事上の規制がなされ、慣行により我が国の排他的権威の下に従属してきていると認められる」とされた。林「テキサダ号事件」、162頁。Cf., 大平善悟「瀬戸内海の法的地位—紀伊水道における海上衝突に関する管轄権—」『青山法学論集』第14巻第4号、1973年、115頁; 湯山智之「歴史的な水域に関する米連邦最高裁判所の判例」『立命館法学』第333・334号、

オCONNELL (Daniel Patrick O'Connell) によると、歴史的水域は以下に記されるような3とおりに分類される⁸⁰。まず、UNCLOS 第10条第6項でも言及されている歴史的湾であり、これは、湾に関する国際法(海洋法)の一般的な規則⁸¹よりも広い湾であり、歴史的に認められてきたものをいう⁸²。次に、何れの既存の規則によっても説明できない公海上における海域であり、これは、歴史的水域の主張がなければ公海として取り扱われる海域である。このような海域としてはトンガが主張した海域が存在するが、当該海域はUNCLOSの下では群島水域として取り扱われている。さらに、海域の性質により沿岸に関連付けられているが既存の規則と抵触する海域であり、その代表的事例が、ノルウェー漁業事件(1951年)⁸³において論点となったノルウェーが一方的行為(unilateral acts)により直線基線を設定し、基線の内側海域を内水化した実行である⁸⁴。本実行は、「九段線の設定は中国の一方的行為による海洋境界画定に該当する」と考えた場合に重要な示唆を与えることから、次項においてやや詳細に検討することとする。

2 一方的行為による海洋境界画定

厳密な意味における一方的行為(unilateral acts *stricto sensu*)とは、国際法上の義務を生じさせる意図をもって国により表明される公式の宣言の形式をとるものであり⁸⁵、①国際法適用行為と②国際法生成行為とに分類される。これらのうち、①は、既存の国際法規則に依拠して所定の法的効果を生じせしめる一方的行為であり、例としては、条約に対する留保の表明、EEZの設定、選択条項受諾宣言の実施(ICJ規定第36条)が挙げられる。また、②は、ある特定の事象をめぐる、一見したところでは国家の行為が既存の国際法規則に抵触するとみられるような場合においても、

2010年、1686頁。

⁸⁰ Daniel Patrick O'Connell (edited by Ian A. Shearer), *The International Law of the Sea*, Vol. 1, Clarendon Press, 1982, pp. 417-418.

⁸¹ UNCLOS 第10条参照。

⁸² Cf., Robin Rolf Churchill and Alan Vaughan Lowe, *The International Law of the Sea*, 3rd ed., Manchester University Press, 1999, pp. 43-45.

⁸³ *ICJ Reports 1951*, pp. 116, ff.

⁸⁴ Yehuda Z. Blum, *Historic Title in International Law*, Martinus Nijhoff, 1965, p. 310.

⁸⁵ International Law Commission, Text of the Guiding Principles applicable to unilateral, declarations of States capable of creating legal obligations adopted by the Commission, Preambular, reprinted in UN DOC A/61/10, Report of the International Law Commission fifty-eighth session (1 May-9 June and 3 July-11 August 2006), p. 370.

諸国の一般的受忍を通じてそれが新たな法の形成する契機となるような場合である⁸⁶。加えて、一方的行為（宣言）としての主張の妥当性は、国際法との連関において考慮されるべきとされている⁸⁷。

本論での検討において問題となるのは、上記の②の場合である。海洋法の歴史を紐解くと、国家の一方的行為により新たな制度が構築されてきた実行は一定数存在し、その代表的事例としてしばしば引用されるのが、先に引用した、ノルウェーが一方的宣言により直線基線を設定して領海を画定した事例である。ノルウェー北部海域はタラ等の漁業資源に恵まれており、長きにわたり専らノルウェー人により漁業が営まれてきた。ところが、20世紀に入り、外国の蒸気船が当該水域で漁業を行うようになり、特に英国漁船による漁獲がノルウェーのそれを上回るようになった。かかる事態に危機感を覚えたノルウェー政府は、外国漁船の漁業を禁止した。その結果、外国漁船の拿捕事案が頻発し、それらの多くは英国船であった。さらに、1935年にノルウェーは、同国の北部海域に「漁業水域」（実質的には領海）を画定するための直線基線を定めた勅令を發布した。この直線基線の妥当性をめぐり、ノルウェーと英国は第二次世界大戦をまたいで交渉を継続したが、満足な結果を導き出せなかった。その結果、1949年9月28日、英国はICJ規定第36条第2項を根拠にこの紛争をICJに付託した。英国の請求内容は、基線を決定する際の国際法原則の宣言と、英国漁船への干渉にかかわるノルウェーの損害賠償であった⁸⁸。

ノルウェーによる直線基線の設定について、ICJは、まず「海洋境界面

⁸⁶ 杉原高嶺『国際法講義』、有斐閣、2008年、81-82頁；Robert Jennings and Arthur Watts, *Oppenheim's International Law, Ninth ed., Vol. I: Peace*, Longman, 1992, p. 1191. Cf., *Nuclear Test Case (Australia v. France), Judgment of 20 December 1974, ICJ Reports 1974*, para. 43-46; *Nuclear Test Case (New Zealand v. France), Judgment of 20 December 1974, ICJ Reports 1974*, para. 46-48. 他方で、利害関係国が信義則の原則（principle of good faith）に基づきある国により実施された一方的宣言（一方的行為）を了知し信頼するならば、当該利害関係国はかかる一方的宣言（一方的行為）により創設された義務が履行されるよう要求する権利を有するとされる。*Nuclear Test Case, (Australia v. France), Judgment of 20 December 1974, ICJ Reports 1974*, para. 46; 柴田明徳「核実験事件」松井編集代表『判例国際法第2版』、22頁。

⁸⁷ Hersch Lauterpacht, "Sovereignty over Submarine Areas," *British Year Book of International Law Vol. 27*, 1950, pp. 397-398; Masahiro Miyoshi, "China's "U-Shaped Line" Claim in the South China Sea: Any Validity Under International Law?," *Ocean Development and International Law*, Vol. 34, No. 1, 2012, p. 5.

⁸⁸ *Fisheries Case (United Kingdom v. Norway), Application Instituting Proceedings, (24 September 1949), ICJ Reports 1951*, pp. 8-12; 柴田明徳「ノルウェー漁業事件」松井編集代表『判例国際法第2版』、156頁。

定をなし得るのは沿岸国に限定されることから、それは必然的に沿岸国による一方的行為 (unilateral act) とならざるをえないとしても、当該行為の有効性は、第三国の権利との関係を規律する国際法に依拠する」という前提を示した⁸⁹。そして、ICJ は、沿岸国は現地の事情を勘案して直線基線の長さを選定できる立場にあり、また、一般国際法も、基線の引き方についても地域毎の特別な事情に対応すべきとしているとした⁹⁰。そのうえで ICJ は、ノルウェーが、領海画定に関する制度を国際連盟事務局長への覚書⁹¹、ノルウェー最高裁判所判決⁹²及びフランスとの外交文書のやり取りによる支援⁹³によって国際的に周知せしめており、これが法的拘束力を有する一方的行為としての通告に該当するとした。さらに、ICJ は、ノルウェーの一方的宣言による方式は、本紛争の発生以前から諸外国の一般的容認 (general tolerance) により歴史的に凝縮し (historical consolidation)、すべての国に対して対抗可能であり、かつ国際法に違反するものではないと結論付けた⁹⁴。このように説明したうえで ICJ は、英国はこのノルウェーによる一方的行為を無視することはできないとみなした⁹⁵。さらに、ICJ は、直線基線が低潮線規則の一つの適用方式であるという論理でそれを正当化する一方で、直線基線の長さを規制する国際法は存在しないとしつつも⁹⁶、英国による長期にわたる抗議の欠如及び国際社会の一般的な容認を国際法上の根拠として、ノルウェーの通告という一方的行為は英国に対して対抗力 (opposability) を持ち得るとしたのである⁹⁷。

ちなみに、上述した ICJ の判断に関し、奥脇直也は、ノルウェーによる直線基線の設定は国際法上の特殊な行為であるとしながらも、本件は基線の設定に関する一般国際法上の関連規則を抽出し、直線基線はかかる一般国際法規則の特殊な場合への適用であると主張している⁹⁸。そのように整理したうえで、奥脇は、特定の直線基線の設定が基線の設定にかかわる一般国際法上の要件⁹⁹を充足させていることから、具体的に設定された直線

⁸⁹ *ICJ Reports 1951*, p. 132.

⁹⁰ *Ibid.*, p. 133.

⁹¹ *Ibid.*, p. 134.

⁹² *Ibid.*, p. 135.

⁹³ *Ibid.*, p. 137.

⁹⁴ *Ibid.*, pp. 138-139.

⁹⁵ *Ibid.*, p. 140.

⁹⁶ *Ibid.*, p. 142; 柴田「核実験事件」、159頁。

⁹⁷ *ICJ Reports 1951*, p.142.

⁹⁸ 奥脇直也「過程としての国際法—実証主義国際法論における法の変化と時間の制御—」『世界法年報』第22号(2002年)、75頁。

⁹⁹ 海岸線の一般的方向、内水として取り込まれる海域の本土との一体性及び密接な

基線が関係国に対抗可能であると整理する¹⁰⁰。そして、奥脇は、本件においては直線基線の設定にかかわる規則が一般国際法上存在しておらず、そのような意味において法の欠缺 (*lacunae*) により特定の直線基線の設定が対抗力を有すると ICJ が結論付けているわけではなく、むしろノルウェーの一方的国内措置としての直線基線の設定という行為は、先の要件を充足したうえでなお残される選択肢のいずれかひとつを選択する国家の裁量の範囲内にとどまり、その裁量の範囲内において原告である英国に対抗可能であると主張する¹⁰¹。また、そうでなければ、既成事実を事後的に合理化及び正当化することにより、既存規則の機能を全面的に否定する危険性があると、奥脇は指摘している¹⁰²。

3 UNCLOS 体制下における妥当性

以上に引用したのは、UNCLOS の発効以前における慣習国際法による直線基線の設定の事例である。然るに、UNCLOS においては、EEZ、大陸棚及び公海に関連するいずれの条文にも、歴史的な主張に関する例外規定は設けられていない。UNCLOS が EEZ、大陸棚及び公海における歴史的権利を容認しているのであれば、その旨がドラフティングに反映されているべきであるが、UNCLOS の関連条文はそのようには起草されていない。また、UNCLOS 第 10 条第 6 項、第 15 条及び第 298 条は、歴史的湾及び歴史的権原という慣習国際法上の概念を確認しているにとどまり、UNCLOS においてこれらの概念に新たな規則の設定または定義付けがなされているというわけではない¹⁰³。さらに、UNCLOS は、直線基線に関する規定を設けてはいるものの (第 7 条)、そこでは歴史的権利に関する言及はないことから、UNCLOS は、歴史的権利による海域に対する主権の取得、つまり、新たに内水を取得することを認めていないものと解される¹⁰⁴。このように、6 つの沿岸国を有する広大な南シナ海において、歴史

結合、長期にわたる一般的慣行により確立される沿岸社会にとって重要な経済的利益等。

¹⁰⁰ 奥脇「過程としての国際法—実証主義国際法論における法の変化と時間の制御—」、75 頁。

¹⁰¹ 同上。

¹⁰² 同上。

¹⁰³ Nadan, et al, *United Nations Conventions on the Law of the Sea 1982 A Commentary*, Vol. II, p. 118.

¹⁰⁴ Florian Dupuy and Pierre-Marie Dupuy, “A Legal Analysis of China’s Historic Claims in the South China Sea,” *American Journal of International Law*, Vol. 107, No.1, 2013, p. 138.

的水域の法理を援用して、一方的行為（宣言）として他の沿岸国が九段線を越えてUNCLOSで規定された手続きにしたがいEEZや大陸棚を延長することを否定することは、UNCLOSを中心とする海洋法制度の下では困難であるといわざるをえない¹⁰⁵。

そして、1962年に国連事務局が作成した『歴史的湾を含む歴史的水域の法制度』と題されている報告書によると、このような事情は、領海及び接続水域に関する条約（1958年）の起草過程においても同様であった¹⁰⁶。当時においても、歴史的水域は海洋法の例外であることから、その概念をジュネーヴ海洋法条約に導入することは好ましいことではないと判断され、また、歴史的水域は慣習国際法上の概念であることから、ジュネーヴ海洋法条約の締約国にとってはあくまで条約規則が優先するとされたのである¹⁰⁷。つまり、既に第1次海洋法会議において、海域に対する歴史的な主張は海洋法の例外であるから、かかる主張を行う国は、当該主張を行うための強い理由とともにその趣旨を広く国際社会に周知徹底せしめなければならないと認識されていたのである¹⁰⁸。

このように、歴史的水域の法理とは、海洋法の下で公海とされる海域にある特定の事由により領水（内水）とする場合における権原を説明することにほかならず¹⁰⁹、このことは、古くから支配的な学説においても確認されている。例えば、ジデル（Gilbert Gidel）は、歴史的水域の主張とは、海洋に対して適用されることが一般的に認められた原則により公海としての地位を有する海域を国の領海とすることであるから、かかる主張は例外

¹⁰⁵ 田中「国連海洋法条約付属書VIIに基づく仲裁裁判」、211頁。

¹⁰⁶ UN DOC A/CN.4/143, *Juridical Regime of Historic Waters Including Historic Bays-Study Prepared by the Secretariat, reprinted in Yearbook of International Law Commission 1962*, Vol. 2, United Nations, 1962, paras. 72-76. 本報告書は、領海及び接続水域に関する条約第7条の湾に関する規定において歴史的湾が除外されていることを問題として、歴史的湾の定義あるいは内容を正確に把握しようとするを第一義的な目的としたものであったが、結果として、歴史的水域の法制度まで範囲を拡大して作成された。中村洸「歴史的水域の制度の法典化について—歴史的湾を含む歴史的水域の法律制度・国際連合の事務局によって準備された研究・記録に関連して—」『法学研究』第38巻第4号、1965年、33頁。なお、本報告書の内容は、歴史的水域及び歴史的湾に関する慣習国際法を確認して取りまとめたものとして評価されている。西本「南シナ海における中国の主張と国際法上の評価」、240頁。

¹⁰⁷ UN DOC A/CN.4/143, para. 75.

¹⁰⁸ *Ibid.*, paras. 125-130.

¹⁰⁹ 中村洸「歴史的湾又は歴史的水域の法（一）」『法学研究』第29巻第6号、1956年、5頁。

的であるが故に例外的な事由によってのみ正当化されるとしている¹¹⁰。

4 中国の実行との連関

中国は、九段線の内側海域が内水であるとの主張を正式には行っていない。また、一般的に地図は(海洋)境界画定のための権原を構成するものではなく(国境紛争事件判決(1986年))¹¹¹、あくまで参考資料にとどまる(パルマス島事件仲裁裁定(1928年))¹¹²。さらに、当該海域を中国の歴史的な海域であるということに関する諸外国の容認も存在していないことから、歴史的な水域の成立のためのいずれの要件も確認できない。また、なによりも中国の実行が、九段線の内側海域は内水ではないことを示唆している。まず、中国は、1958年の領海宣言において、「12海里の領海制度は、本土、沿岸部の島嶼のほか、台湾及びその周辺の島嶼並びに公海で隔てられた中国に属するすべての島嶼を含む中国のすべての領域に適用される」(下線強調筆者追加)¹¹³として、南シナ海において中国が領有を主張している島嶼と中国本土の間には公海部分が存在することを中国が認識していることを示している。さらに、EEZ及び大陸棚に関する法律では、中国は南シナ海にはEEZが存在するとしている。九段線の内側海域に歴史的な水域(内水)の存在を主張することは、上述した中国の実行と整合しない¹¹⁴。なお、中国の国家海洋局発行の『中国海洋発展報告2011』においては、「海洋国土組成」なる概念が示されている¹¹⁵。「海洋『国土』的組成」という領域を連想させる表現が用いられているものの、そこで具体的な事項として掲げられているのは、領海、EEZ及び大陸棚であり、その限りにおいてはUNCLOSとの整合が図られているように見受けられる。なお、中国は、これらの海域を総括して「国際水域」(international waters)¹¹⁶と表現し

¹¹⁰ Gilbert Gidel, *Le droit international public de la mer*, tome 3, Mellottée, 1934, pp. 621-623.

¹¹¹ *Case Concerning the Frontier Dispute (Burkina Faso v. Republic of Mali)*, Judgment of 22 December 1986, ICJ Reports 1986, para. 54.

¹¹² *The Island of Palmas Case (or Miangas) (United States of America v. The Netherlands) (4 April 1928)*, Reports of International Arbitral Awards, Vol.2 (1928), p. 852. Cf., Gerlad Blade, “The Depiction of International Boundaries on Topographic Maps,” *IBRU (International Boundaries Research Unit, Durham University) Boundary and Security Bulletin*, April 1995 (1995), p. 45.

¹¹³ Note Verbale CML/8/2011.

¹¹⁴ Dupuy and Dupuy, “A Legal Analysis of China’s Historic Claims in the South China Sea,” p. 135.

¹¹⁵ 国家海洋局『中国海洋発展報告2011(China’s Ocean Development Report 2011)』、海洋出版社、2011年、507頁。

¹¹⁶ 国際水域とは、米国が採用している観念である。坂元茂樹によると、他の諸国

ている。そして、少なくともこれらの記述に関する限りは、中国は領海以遠の海域及びその上部区域を中国の領域（領海及び内水）であるとはしていないようである¹¹⁷。

加えて、ヴェトナム及び台湾との間での領有権を巡る紛争が存在しているパラセル（西沙）諸島において中国が直線基線（群島基線）を設定したことも¹¹⁸、歴史的水域との連関において重要である。パラセル（西沙）諸島は12の小島により構成されており、周辺100～120海里にわたり礁により囲まれている。本諸島において島に該当するのはパラセル・ウッド島（面積約1.62 km²）及びパットル島（同約0.26 km²）のみであり、残りは岩、礁及び低潮高地である¹¹⁹。このような地理的特性から、パラセル（西沙）諸島はUNCLOS第47条に掲げられる群島諸島であるための要件を充足しておらず¹²⁰、また、そもそも海岸に沿って至近距離に存在しない諸島を取

とは異なり、米国は、海洋空間を内水、領海及び群島水域を含む国内海域と、これら以外の国際水域に二分している。国際水域は、接続水域、EEZ及び公海を含む領海以遠の海域で構成され、そこでは、公海の自由のすべてが引き継がれ完全に適用されると、米国は考えている。また、米海軍においては、海軍の活動区域におけるEEZの存在は、それ自体は海軍の活動には何らの制限をもたさないと指導しているとのことである。坂元茂樹「排他的経済水域における軍事活動」栗林忠雄、秋山昌廣編著『海の国際秩序と海洋政策』、東信堂、2006年、101頁。このように、国際水域とは、あくまで米国における政策的な概念を示す文言であり、この事由を考慮することなく国際水域なる文言を法的な文脈において使用すること（E.g., 安保公人「国際法と軍事力」防衛大学校・防衛学研究会編『軍事学入門』、かや書房、1999年、63頁他。）は、少なくとも国際法の論説においては極めて不適切であると史料される。

¹¹⁷ 他のUNCLOSの締約国と同様に、中国が上述したような各海域における沿岸国の権利及び主権の権利をUNCLOSに厳格にしたがい理解しているのであれば、わざわざ「海洋『国土』」という別の概念を使用する必要性は低い。他方で、仮に中国が、UNCLOSとは別の独自概念として、領海以外の海洋において完全な主権の行使が可能である海域の存在（「海洋国土」）というものを想定し、かかる「海洋国土」の構成要素（組成）がUNCLOSで規定されているところの領海及びEEZ並びに大陸棚であると理解し、先に引用した報告書によってその旨を国内向けに発信しているのであれば、かかる行為はUNCLOSの締約国によるものとしては適切性を欠く。

¹¹⁸ Declaration of the Government of the People's Republic of China on the Baseline of the Territorial Sea of the People's Republic of China 15 May 1996, reprinted in Office of Oceans and Public Affairs, Bureau of Oceans and International Environment and Scientific Affairs, United State Department of States, *Straight Base Line Claim: China, Limits in the Seas*, No. 117 (hereinafter LIS No. 117) (9 July, 1996), pp. 9-10.

¹¹⁹ LIS No. 117, p. 8.

¹²⁰ 「群島基線の内側に主要な島があり、かつ、群島基線の内側の水域の面積と環礁を含む陸地の面積比が1対1から1対9までの間のものとなることを条件とする（UNCLOS第47条第1項）。また、群島基線の長さは100海里を超えてはならず、

り囲むように直線基線を設定する行為は、UNCLOS 第7条第1項に抵触する¹²¹。パラセル（西沙）諸島への群島水域制度を主張する論調も、一部において存在しているものの¹²²、海洋法条約規則においては、群島水域制度の適用範囲は群島国家に限定されている（UNCLOS 第46条）。

さらに、仮に中国が九段線を伝統的な海洋境界線としているか、または九段線の内側海域は歴史的海域であると認識していたとすると、九段線の内側海域はすべて中国の EEZ または内水となる。そうであるならば、パラセル（西沙）諸島へ群島基線を別途設定する必要性は特段には存在しない¹²³。つまり、パラセル（西沙）諸島への群島基線の設定は、かかる行為の法的妥当性は別として、中国が九段線を海洋境界線及び歴史的水域の限界線とはみなしていないことを強く示唆するものである。

第IV章 海域の使用にかかわる主張

1 『緩和された主権』に基づく経済水域」概念

上述したような伝統的な歴史的水域の法理を援用した主張と別に、九段線の内側海域は『緩和された主権を根拠とする歴史的权利（historic claims with tempered sovereignty）』に基づく経済水域（『緩和された主権』に基づく経済水域）であるとの主張が一部の立場により行われている¹²⁴。このような主張を行う論者は、歴史的凝固のプロセスを通じて主権には至らない *servitude internationale*¹²⁵が形成されたとするエリトリ

（ただし、群島をとりまく基線全体の3パーセントまでについては、最長125海里まで延長できる）（同第2項）、さらに、群島の一般的な輪郭から著しく離れて引いてはならない（同第3項）。これらの制限により、日本及び英国等は群島基線を引くことができず、群島国家から除かれる。山本草二『海洋法』、三省堂、1992年、67頁。

¹²¹ LIS No. 117, p. 8.

¹²² E.g., 龔迎春「中国における海洋法の理論と実践—領海制度（南海諸群島を含む）について—」『法学政治学論究』第43号、1999年、194頁。

¹²³ Cf., Zou Keyuan, “China’s U-Shaped Line in the South China Sea Revisited,” *Ocean Development and International Law*, Vol. 43, No. 1, 2012, p. 24.

¹²⁴ *Idem*, “Historic Rights in International Law and in China’s Practice,” *Ocean Development and International Law* Vol. 32, No. 2, 2001, p. 160.

¹²⁵ *Eritrea/Yemen Award of the Arbitral Tribunal in the First Stage of the Proceedings*, para. 126. なお、*servitude internationale* を直訳すると「国際的公益」となる。他方で、本仲裁裁定の成文は英語であるところ、この文言のみフランス語で表記されている。したがって、本論においては、本仲裁裁定が *servitude internationale* とフランス語で表記している意を尊重し、敢えて原文のまま引用する。

ア・イエメン仲裁裁定(1st Stage)を引用し、南シナ海における九段線の内側海域においても同じプロセスにより *servitude internationale* が形成されており、中国がそれを享受する権利を有すると主張する¹²⁶。また、この立場は、『緩和された主権』に基づく経済水域」とは、未だいずれの国も主張していない新たな概念であるとしているが、他方では、「緩和された主権に基づく歴史的権利」が担保する事項は、天然資源の開発に対する主権的権利及び海洋の科学調査、人工島の設置及び海洋環境保護に対する管轄権であると主張する¹²⁷。つまり、『緩和された主権』に基づく経済水域」の具体的な性格は EEZ と同一であり、そのことは本説を主張する論者自身も認めるところである¹²⁸。

中国の国内法における関連規定では、まず、EEZ 及び大陸棚に関する法律第 14 条は、「本法の規定は、中国が享受する歴史的な権利には影響を及ぼさない」としている¹²⁹。同法は、UNCLOS の原則を体现するものであるとされながらも¹³⁰、第 14 条の条文からは、UNCLOS が直接の規定を有さない歴史的権利という慣習国際法上の概念を留保しているようにみられる。つぎに、海洋環境保護法(1999年)第 2 条では、中国による海洋区分は、内水、領海¹³¹、接続水域、EEZ、大陸棚及びその他の海域(香港及びマカオ特別行政区と台湾省の接続水域を除く)とされている¹³²。これらの海域区分は、2002年に中国政府が発表した全国海洋機能区分で示されたものである¹³³。

これらの中国国内法の規定が意味するところは、「EEZ または大陸棚に

¹²⁶ Gao and Jia, “The Nine-Dash Line in the South China Sea: History, Status and Implications,” pp. 121-122.

¹²⁷ Keyuan, “China’s U-Shaped Line in the South China Sea Revisited,” p. 160.

¹²⁸ Ibid.

¹²⁹ 本条文については、Division for Ocean Affairs and the Law of the Sea, United Nations に本法の英語正文であるとして掲載されているテキスト (http://www.un.org/depts/LEGISLATIONANDTREATIES/PDFFILES/chn_1998_eez_act.pdf, as of 6 March 2015.) を参照し、また、条文の日本語訳は海洋政策研究財団による仮訳による。海洋政策研究財団『平成 17 年度 中国の海洋政策と法制に関する研究』、海洋政策研究財団、2005年、77頁。

¹³⁰ 薛桂芳「中国における海洋政策の概念と発展の過程」、海洋政策研究財団『平成 17 年度 中国の海洋政策と法制に関する研究』、12頁。

¹³¹ 中国は、UNCLOS で確認されている外国軍艦の領海内無害通航権を認識しつつも、沿岸国が領海を通航する外国軍艦に対し沿岸国の法令に基づき事前に当該国の許可を得るか事前に通知するように求める沿岸国の権利は妨げられないと主張している。金永明「中国における海洋政策と法制の概要」、海洋政策研究財団『平成 17 年度 中国の海洋政策と法制に関する研究』、31頁。

¹³² 本条文の日本語訳は、海洋政策研究財団による仮訳による。同上、78頁。

¹³³ 金「中国における海洋政策と法制の概要」、26頁。

は該当しないが、歴史的権利に基づき、それらと同様の機能を有する海域が存在し、それらには基線から 200 海里以遠のものが含まれる。さらに、本海域は、基線から 200 海里までは EEZ 及び大陸棚と重複するが、その場合には UNCLOS 以外の規則により規律される」と推認できる¹³⁴。このように考えると、中国は、UNCLOS で規定される海域区分以外の経済水域というものを想定しているようにも見受けられる。

2 歴史的権利との連関

国際法上、歴史的権利 (historic rights) の取得とは、国家が公海において主権ではなく歴史的な漁業権のような権利または管轄権を取得することとされている¹³⁵。また、歴史的権利は、海域への主権行使のような排他性は有さないものの、例えば公海上における漁業権のような緩やかな権利の根拠となるものとされる¹³⁶。さらに、歴史的権利は、歴史的な水域との連関を有するものの、それよりも幅広い概念であり¹³⁷、また、他方では、権利の形成のためには歴史的な水域と類似した要件が必要とされている¹³⁸。

歴史的権利と歴史的な水域との相違は、以下のように要約される。まず、アイスランド漁業管轄権事件判決 (1974 年) において、アイスランドが一方的に設定及び拡大した所謂「漁業水域」において同国は優先的な漁業権を有するものの、他方で同国は他国を当該海域から一方的に排除するような対抗力は有しないと ICJ がしたように、歴史的権利は、歴史的な水域が有する対世的な (*erga omnes*) 効力は有さない¹³⁹。また、このような理由か

¹³⁴ Zou, “China’s U-Shaped Line in the South China Sea Revisited,” p. 21.

¹³⁵ Clive R. Symmons, *Historic Waters in the Law of the Sea: A Modern Re-Appraisal*, Martinus Nijhoff Publishers, 2008, p. 4.

¹³⁶ Dupuy and Dupuy, “A Legal Analysis of China’s Historic Claims in the South China Sea,” p. 137. ちなみに、UNCLOS の発効後は、EEZ との連関において沿岸国の歴史的な漁業管轄権の意義は薄れつつある。Ibid.

¹³⁷ Symmons, *Historic Waters in the Law of the Sea: A Modern Re-Appraisal*, p. 4.

¹³⁸ Ibid.

¹³⁹ *Fisheries Jurisdiction Case (United Kingdom v. Iceland), Judgment of 25 July 1974, ICJ Reports 1974*, paras. 67-68. 本事件は、「タラ戦争」として知られている英国とアイスランドとの間での紛争である。本事件では、領海と公海という海洋法の二元的秩序に動揺が見られ始めた状況の下で、アイスランドによる「漁業水域」について、これが 12 海里の範囲内で領海とは分離した慣習法制度により生成したことが確認された。なお、本事件の後、沿岸国の沖合水域における排他的な漁業管轄権の要求は、領海の拡大、公海上における魚種別方式による規制、12 海里漁業水域の設定及びそれ以遠での優先的な漁業権等の段階を経て発展し、最終的には UNCLOS における EEZ 制度へと拡大することとなる。栗林忠男「漁業水域の法的性質」『国際法判例百選』、有斐閣、2001 年、85 頁。

ら、歴史的権利は「確立された権利 (established rights)」と表現される場合がある¹⁴⁰。次に、歴史的水域は一定の海域に対する管轄権の取得にかかわる主張であるのに対し、歴史的権利は海域そのものに対する権利を主張するものではない¹⁴¹。このような事由から、沿岸国による歴史的権利の主張は、対象とされる海域における他国の航行の自由にかかわる権利に影響を及ぼすものではないとされる¹⁴²。さらに、学説レヴェルでの議論においては、歴史的水域はかかる主張を行っている沿岸国に地理的に隣接している必要があるとされているが¹⁴³、国際判例においては、UNCLOS 上の海域区分は認識されつつも、歴史的な漁業体制が沿岸国の領海以遠の公海上に及ぶ場合のあることが認められている¹⁴⁴。

中国は UNCLOS の締約国であり、また、同条約に基づき南シナ海において EEZ 及び大陸棚を主張していることから、南シナ海における沿岸国の主権的権利の行使を、『緩和された主権』に基づく歴史的権利」という論争を招聘しがちである理屈によって積極的に正当化する必要性は薄い。また、仮にかかる経済水域なるものが実体国際法上の概念として形成されつつある途上にあるとしても、それが所謂歴史的権利に基盤を置くものである以上、まずは中国が当該海域に対する歴史的権利を有していることを立証する必要がある¹⁴⁵。なお、「古来、南シナ海における海上通商を担ってきたのは、それぞれの時代における『中国人』及び『中国船舶』であるので、中国は南シナ海を優先的に使用する権利を有する」といった主張は¹⁴⁶、近代国際法の下では説得力に乏しいと史料される。

おわりに

1 総括

本論における検討からも明らかなように、複数の沿岸国による EEZ 及

¹⁴⁰ ICJ Reports 1974, para. 68.

¹⁴¹ Symmons, *Historic Waters in the Law of the Sea : A Modern Re-Appraisal*, p. 5.

¹⁴² Faraj Abdullah Ahnish, *The International Law of Maritime Boundaries and the Practice of States in the Mediterranean Sea*, Clarendon Press, 1993, p. 250.

¹⁴³ Symmons, *Historic Waters in the Law of the Sea : A Modern Re-Appraisal*, p. 6.

¹⁴⁴ *Eritrea/Yemen, Award of the Second Stage of the Proceedings (Maritime Delimitation)* (17 December 1999), para. 109.

¹⁴⁵ 西本「南シナ海における中国の主張と国際法上の評価」、244-245頁。

¹⁴⁶ Gao and Jia, “The Nine-Dash Line in the South China Sea: History, Status and Implications,” pp. 100-101.

び大陸棚にかかわる主張が重複する南シナ海のような半閉鎖海 (semi-closed seas) において、UNCLOS の締約国である中国が、同条約及び慣習国際法のいずれにも根拠を有さない九段線なる区画線を一方的に宣言し、沿岸国からの強い懸念及び反対を無視して九段線の内側海域に対する自国の権利のみを主張することは、UNCLOS をを中心とする海洋法体制においては許容されないことは明白である¹⁴⁷。また、繰り返しにはなるが、中国政府は九段線で仕切られた海域の法的性質を明示的に行っていない。本論においても紹介したように、中国は、マレーシアとヴェトナムの大陸棚限界延長申請への対応において地図により九段線を提示しているが、その法的意義等については何らの説明も行っていない。本事例において九段線について海洋法との連関等についての見解を示したのは、むしろその他の南シナ海沿岸国側である。また、本論で論述したような九段線の法的性格についての議論を展開しているのは民間の国際法研究者である。彼らの多くが中国政府の意を体した主張を行っているであろうことは想像に難くないが、少なくとも表向きはそのような主張はあくまでトラック 2 における議論であることから、中国は、それらの発言内容に対して国家として責任を負うべき立場にはない。

このように、中国は、時の情勢及び状況に応じトラック 2 のアリーナを巧みに活用して、九段線の意味を便宜的に、あるいは柔軟に変化させているようにも見受けられる¹⁴⁸。一部の議論においては、このような中国の態度及び姿勢は、国際法を自国の外交政策の推進及び国益の追求のための主要な道具として状況によっては半ば目的論的かつ恣意的にこれを活用する所謂「選択的履行」(selective implementation) という中国の姿勢が顕在化したものであるという批判が見られている¹⁴⁹。また、かかる批判とは別に、そもそも UNCLOS 発効後において、UNCLOS の締約である中国が、それまで主張してこなかった歴史的な水域及び歴史的権利という慣習国際法上の法理を殊更に援用して、南シナ海において自国の排他的な管轄権行使を優先させることが容認されるようであれば¹⁵⁰、UNCLOS の実体国際法

¹⁴⁷ UNCLOS 第 123 条第 1 文は、「同一の閉鎖海又は半閉鎖海に面した国は、この条約に基づく自国の権利を行使し及び義務を履行するにあたって相互に協力するべきである」とする。

¹⁴⁸ 奥脇直也「海洋紛争の解決と国連海洋法条約—東アジアの海の課題—」『国際問題』(電子版) No.617、2012年12月、22頁。

¹⁴⁹ Omar Saleem, "The Spratly Islands Dispute: China Defines the New Millennium," *American University International Law Review*, Vol. 15, Issue 3, 2000, p. 552.

¹⁵⁰ 龔「中国における海洋法の理論と実践—領海制度(南海諸群島を含む)について

としての規範性が著しく動揺するような事態となる。南シナ海の沿岸国はすべて UNCLOS の締約国であることから、九段線をはじめとした南シナ海をめぐる諸問題は、あくまで UNCLOS に依拠した検討及び解決がなされるべきであると思料される¹⁵¹。なお、本論においてもたびたび紹介したように、南シナ海における中国の実行及び主張には、UNCLOS に鑑みて相当程度無理があるものが含まれており、また、そのことを本論で引用した中国人研究者も十分に認識しているとする、彼らが、歴史的水域や歴史的権利という国際法上の論争を懲憑しがちである概念を、むしろ意図的に用いている可能性は完全には排除できない¹⁵²。

2 海洋法秩序をめぐる上位論点への含意

ところで、UNCLOS で具体的に確認されている歴史的水域は湾のみであるところ、上述したように、九段線の法的性格に関連して歴史的水域及び歴史的権利に関する議論が、たとえそれが学説レヴェルにおけるものにとどまっているとはいえ現実に存在しているという事実には注目されるべきである。そして、このような事実からは、小規模の地域的な秩序が UNCLOS を中心とする世界規模の海洋法秩序に対して何らかの影響を及ぼしているという可能性が指摘される。UNCLOS 第 311 条において、締約国は二国間協定等を新たに締結する場合には UNCLOS との両立性が要求されていること等から、UNCLOS は締約国にとっては上位規範としての性格を有している。そして、このことは、特別法が一般法に優先するという原則とは異なり、UNCLOS 体制においては、一般法である UNCLOS が特別法である二国間協定等に優先することを意味しており、この点こそが「UNCLOS は海の憲法である」¹⁵³と表現される所以である。然るに、たとえ学説レヴェルにおいてであっても、例えば *servitude internationale* といったローカルな地益を容認するような議論が存在する事實は、UNCLOS により構築された世界規模の海洋法秩序が地域的な事情によつ

一」、196-197 頁。

¹⁵¹ なお、UNCLOS 前文の最後に、「この条約により規律されない事項は、引き続き一般国際法の規則及び原則により規律されることを確認する」とあるように、UNCLOS 第 15 部の規定のみが海洋をめぐる問題または紛争の解決のためのメカニズムではないことにつき、本論は十分に承知するところである。

¹⁵² Cf., Richard Cornin and Zachary Dubel, *Maritime Security in East Asia: Boundary Disputes, Resources, and the Future of Regional Stability*, Henry Stimson Centre, 2012, p. 4.

¹⁵³ Cf., 山本草二「国連海洋法条約の歴史的意味」『国際問題』No.617、2012年、2頁。

てたとえ部分的であっても変更される可能性があることを示唆しているようにも見受けられる。

例えば、国際航行に使用されている海峡（国際海峡）（UNCLOS 第3部）に関する UNCLOS 第35条(c)において、「特にある海峡について定める国際条約¹⁵⁴であって長い間存在し現に効力を有しているものがその海峡の通航を全面的又は部分的に規制している法制度に対しては、国際航行に使用されている海峡に適用される通航制度に関する UNCLOS 第3部のいかなる規定も影響を及ぼすものではないと」されている。この第35条(c)の規定は、通航に関する特別な条約が適用される海峡の沿岸国が UNCLOS の締約国である場合には通過通行制度は適用されず、代わりに特別な条約に基づく通航制度が優先的に適用され、UNCLOS は当該条約が規律していない事項について補完的に適用されるにとどまることを示すものである¹⁵⁵。そして、UNCLOS には明示的に記載されていないが、そのような海峡には、ボスポラス・ダーダネルス海峡（トルコ）¹⁵⁶、マゼラン海峡（チリ／アルゼンチン）¹⁵⁷及び大ベルト海峡（デンマーク）¹⁵⁸が該当するとされる¹⁵⁹。ただし、これらの海峡は UNCLOS 第3部の例外であり、沿岸国の国内法令によって UNCLOS 第35条(c)の下での航行の制度が制限を受けるものではないと、一部の論者により主張されている¹⁶⁰。

このように、UNCLOS 第311条第2項の規定にもかかわらず、ローカ

¹⁵⁴ なお、本条項においては「条約」のみに限定されていることには留意しておく必要がある。

¹⁵⁵ William L. Schachte Jr., "International Straits and Navigational Freedom," *Ocean Development and International Law*, Vol. 24, No. 2, 1993, p. 189.

¹⁵⁶ ボスポラス・ダーダネルス海峡の通航は、モントルー条約（1936年）により規律される。Ref., Convention cocernant le régime des détroits, signee a Montreuz, le vingt Jullet, 1936, 173 LNTS 213.

¹⁵⁷ マゼラン海峡の通航は、チリ・アルゼンチンの国境画定条約（1881年）により規律される。Ref., Treaty of 1881 between Cheli and Argentina.

¹⁵⁸ 大ベルト海峡の通航は、コペンハーゲン条約（1857年）により規律される。Ref., Treaty for the Redemption of the Sound Dues between Austria, Belgium, France, Great Britain, Hanover, the Hansa Towns, Mecklenburg-Schwerin, the Netherlands, Oldenburg, Prussia, Sweden-Norway, and Denmark, signed at Copenhagen, 19 March, 1857, cited in 和仁健太郎「武力紛争時における国際海峡の法的地位—通過通行制度と海戦法規・中立法規との関係—」『海洋政策研究』特別号、2014年9月、68頁注8。

¹⁵⁹ 村上暦造「国際海峡とわが国の特定海域」海上保安協会『新海洋秩序と海上保安法制』第2号、海上保安協会、1992年、3頁；田中裕美子「国連海洋法条約が適用されない国際海峡レジームの研究—トルコ海峡レジームの変容と残された課題—」シップ・アンド・オーシャン財団海洋政策研究所『国際海峡利用国と沿岸国の協力体制』、シップ・アンド・オーシャン財団海洋政策研究所、2004年、56頁。

¹⁶⁰ Schachte, "International Straits and Navigational Freedom," p. 190.

ルな地益が優先するという規則が UNCLOS の下で存続しているという事実からは、UNCLOS は海の憲法であると一般的に評価されているものの、一定の条件の下においては、その優位性には留保が付される場合があり得るのではないかとの推定が働く。このように考えると、九段線をめぐる各種の議論は、海洋を巡る地域的な秩序が UNCLOS という世界規模の海洋法秩序に変更をもたらす可能性というさらなる上位の論点への含意を示唆しているようにも考えられることから、今後も中国の実行とともに国際法を中心とした学界における議論の展開、推移及び動向についても一層注目する必要がある。

九段線 (Nine-Dash Line)

<出典: Note Verbale CML/17/2009, dated 7 May 2009 from the Permanent Mission of the People's Republic of China>

